

荒尾市の財政は健全な状態です

地方自治体の財政状況が健全であるか確認するための物差しとして「健全化判断比率と、公営企業の「資金不足比率」があります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、2つの比率と、市の積立基金、市債の状況を公表します。

健全化判断比率

実質赤字比率と連結実質赤字比率は実質赤字が生じていないので、どちらの比率も値はありません。実質公債費比率は早期健全化基準を十分下回っています。将来負担比率は負担が生じていないので、値はありません。平成30年度の荒尾市の財政はおおむね健全な状態といえます。

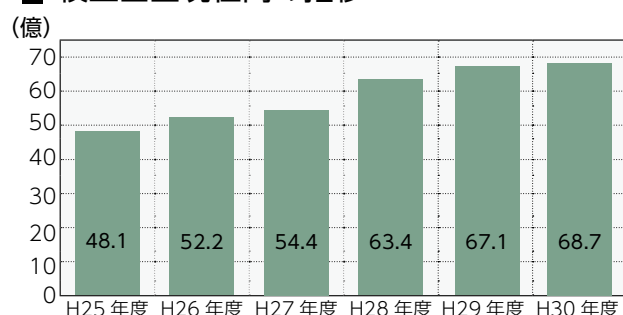
指標	解説	荒尾市	早期健全化基準
実質赤字比率	一般会計の赤字の程度を指標化し、単年度の財政運営の悪化の度合いを示す比率	—	13.09%
連結実質赤字比率	全ての会計の赤字や黒字を合計し、市全体としての赤字の程度を指標化し、単年度の財政運営の悪化の度合いを示す比率	—	18.09%
実質公債費比率	一般会計の公債費（借金の返済額）だけでなく、公営企業会計などの公債費に充てるための繰出金や一部事務組合の公債費に対する負担金なども含めた実質的な公債費負担を指標化した比率。数値は3年間の平均値	9.4%	25.0%
将来負担比率	市債の償還額や将来支払っていく可能性のある負担など、現時点での残高を指標化したもの。数値が大きくなるほど、将来見込まれる負担が大きいのを示す	—	350.0%

公営企業会計の資金不足比率

公営企業会計	資金不足・剰余額	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	7億2,892万円	—	20.0%
下水道事業会計	2億5,599万円	—	
病院事業会計	7億5,458万円	—	

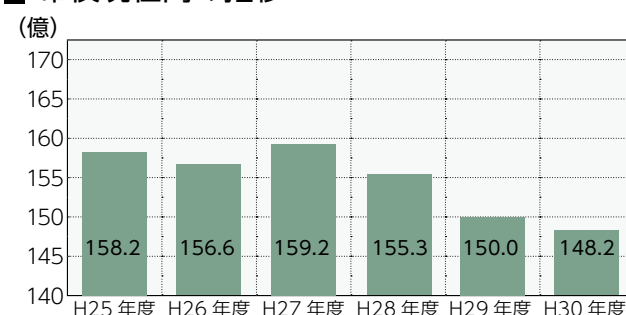
公営企業ごとの料金収入などの事業規模に対する資金不足額の比率。20%が経営健全化基準となっており、この比率が高くなるほど料金収入などで資金不足を解消することが難しくなります。
全ての公営企業で資金不足額はありませので、値はありません。

積立基金現在高の推移



積立基金とは自治体の貯金のことです。災害復旧など臨時の支出や経済事情の変動で収入（歳入）が足りないときに取り崩します。市民一人当たりになると13万円ほどです。個人・団体・事業者からの寄附金を基に、子どもたちの未来につながる事業に取り組むため、「荒尾子ども未来基金積立金」として1千9百万円を積み立てました。

市債現在高の推移



市債とは、自治体の借金のことです。公共施設の整備や公営企業など法律に定められた事業のための財源です。地方債の元利償還金という形で将来の住民の負担になるので、借り入れには十分気をつけています。市民一人当たりになると28万1千円ほどです。

特別会計の決算状況

会計	A歳入決算額	B歳出決算額	C歳入歳出差引額 (A-B)	D翌年度へ繰り越すべき財源	E実質収支 (C-D)
①国民健康保険特別会計	75億4,628万円	74億3,226万円	1億1,402万円	0円	1億1,402万円
②介護保険特別会計 (保険事業勘定)	56億7,890万円	53億3,479万円	3億4,412万円	0円	3億4,412万円
③介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)	1,698万円	1,695万円	3万円	0円	3万円
④後期高齢者医療特別会計	7億4,976万円	7億3,939万円	1,037万円	0円	1,037万円
⑤南新地土地区画整理事業特別会計	8億1,444万円	7億9,571万円	1,873万円	1,873万円	0円

①国民健康保険特別会計

平成30年度は、1億1,402万円の黒字決算となりましたが、これは平成29年度の決算剰余金である繰越金が2億9,880万円と大きかったことによるものです。
平成30年度から国保財政運営は県と共同で行うこととなり、保険給付に必要な額は県から市町村に全額交付されますが、市町村は県に「国保事業費納付金」を納めなければなりません。県は、「国保事業費納付金」を賄うために必要な「標準保険料率」を市町村ごとに提示しますが、本市は「標準保険料率」よりも実際の税率が低いので、今後財源不足を生じる可能性があります。「国保事業費納付金」は、医療費水準が高い市町村に割り増しされる仕組みのため、特定健診・特定保健指導をはじめとした保健事業および医療費適正化対策を推進し、医療費の伸びの抑制に努めることで国保財政の安定化と被保険者の皆さんの生活の質の向上を図ります。

②介護保険特別会計 (保険事業勘定)

平成30年度の介護保険特別会計（保険事業勘定）決算は3億4,412万円の黒字ですが、これには概算での国県および社会保険診療報酬支払基金からの支出金が含まれており、翌年度に清算して返還しますので、それを差し引くと約1億6,000万円の黒字となります。黒字分は介護保険介護給付費準備基金に積み立てを行っています。今後も、介護予防の啓発や介護保険給付費の適正化に取り組みます。

③介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)

平成30年度は、3万円の黒字決算となりました。今後も更なる高齢化が見込まれる中、より質の高い介護予防支援（ケアマネジメント）を行い、高齢者が自立した生活を送るために介護予防サービスを安定的に提供できるよう、取り組みを強化し、円滑な運営を図ります。

④後期高齢者医療特別会計

平成30年度の収支は1,037万円の黒字となっておりますが、これは平成31年4月と令和元年5月に収納した平成30年度分の保険料であり、翌年度に運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合にその全額を精算納付するため、実質的な収支は0となります。
高齢社会の進展や医療の高度化などに伴い保険給付費が増加する中、医療費の適正化や健康寿命の延伸による社会の活力維持が大きな課題となっていることから、今後、高齢者のフレイル（虚弱）に着目して、広域連合が策定する広域計画に基づき保健事業や介護予防の充実を図るとともに、被保険者が医療保険サービスを適切に利用できるよう円滑な運営に努めます。

⑤南新地土地区画整理事業特別会計

平成28年度に事業開始した南新地土地区画整理事業は、競馬場跡地とその周辺における土地の整理と道路や公園などの公共施設の整備を一体的に実施することで良好な宅地を整備し、公共施設や商業施設など都市機能の誘導を進めることで、荒尾駅周辺地区の再生拠点として地域経済を牽引していくことを目的としています。
平成30年度は、整地工事のほか水路、調整池などの公共施設の整備工事に着手しました。本事業は令和7年度の事業完了を目指しており、令和元年度も継続して整地工事や水路工事に取り組んでいます。